

京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務  
受託候補者選定要項

令和8年2月27日

(目的)

第1条 この要項は、京都市（以下「本市」という。）が実施する令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務の委託に当たり、当該業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者については、当該業務に対する提案内容を重視するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市契約事務規則第28条第2項、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第3条2項及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に基づき、プロポーザル方式によって業務委託の相手方を選定する。

(選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員長は環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長が務める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- 6 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

別表 令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定委員会の委員

環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長
環境政策局地球温暖化対策室 地球温暖化対策課長
環境政策局環境企画部環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長

(参加要件)

第4条 当該業務受託の選定を受けようとする者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しないものでないこと。
- (6) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (7) 政治、宗教を目的とした団体でないこと。

(企画提案書)

第5条 本市は、参加者が次項に規定する企画提案書を作成するため必要な事項を記載した令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務委託募集要項及び仕様書（以下「募集要項及び仕様書」という。）を定めるものとする。

- 2 参加者は、募集要項及び仕様書に基づき企画提案書を作成し、別に定められた日までに提出しなければならない。
- 3 参加者から提出された企画提案書が、次の各号に掲げる事項に該当すると認められた場合は、当該企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。
  - (1) 第4条に掲げる参加要件を満たさない者が企画提案書を提出した場合
  - (2) 企画提案書に虚偽の記載があると認められる場合
  - (3) 企画提案書の提出日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合
  - (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - (5) 見積金額が、契約予定額の上限額を超えた場合

(受託候補者の選定方法)

第6条 委員会は、参加者に対して当該業務を受託するうえでの考え方を示した企画提案書につ

いての審査を行い、参加者を次の各号に掲げる事項及び別に定める令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定の評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、厳正かつ公平、公正に評価し、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 受託する契約と同種又は類似の業務の契約実績
- (3) その他、特に留意する必要があると認められること。

2 参加者が1者の場合にあつては、審査を行ったうえで、前項の各号及び評価基準に基づき選定する。

（受託候補者の決定）

第7条 本市は、委員会の選定結果に基づき、受託候補者及び次点者1者を決定する。

（問合せ）

第8条 参加者は、令和8年3月6日（金）午後5時まで募集要項及び仕様書について質問することができ、本市は質問について公募期間に回答しなければならない。

（選定結果の通知）

第9条 本市は、参加者に対して、選定結果を書面で通知する。

- 2 参加者は、通知内容に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。
- 3 本市は、前項に基づく書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

（予算不成立の場合の無効）

第10条 本事業に係る予算については、受託候補者選定の日において、まだ成立していない可能性があるため、予算について議会の議決があつた後に契約を締結する。

- 2 予算について議会の議決がなかつた場合は、選定結果は無効とする。

（委員会の公開）

第11条 委員会は非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、委員長が定める。

（補則）

第12条 その他、この要項の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

（施行期日）

この要項は、決定の日から施行する。